第3編【高潮災害】

1 避難情報の発令対象とする高潮災害

<対象(立退き避難が必要な災害事象)>

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。 特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮等の発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域(対象建物)を対象とする。

高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても、同様の考え方により浸水する おそれのある区域を基本する。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃すること を想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲(海岸堤防に隣接する家屋)等
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想 定される区域(長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が 困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。)
 - 建物の地下部分
 - ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
 - ・ 道路のアンダーパス部分(立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要)

3 避難情報の発令を判断するための情報

項目	提供元	説明	主な提供システム等
台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風	≪気象庁ホームページ≫
		の位置や強さ等の実況及び予想が記載さ	https://www.jma.go.jp/jma/
		れている。台風が日本に近づくに伴い、よ	
		り詳細な情報をより更新頻度を上げて提	
		供される。	
府県気象	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけ	《気象庁ホームページ》
情報		たり、警報等の発表中に現象の経過、予想、	
		防災上の留意点等を解説したりするため	
		に、管区気象台及び各地方気象台、測候所	
E	<i></i>	で適時発表される。	" II >E>>E >
暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
		ある場合に発表される。	≪北海道防災ポータル≫
			https://www.bousai-hokkaido.jp/
	- A -		《気象庁ホームページ》
暴風特別	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
警報		著しく大きい場合に発表される。	≪北海道防災ポータル≫
中海沙女和	与	京知)ととり、巛字が打とフむフしがとフ切	≪気象庁ホームページ≫ ≪北海道防災情報システム≫
高潮注意報	気象庁	高潮により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 (警戒レベル2)	≪北海道防災ポータル≫
		古に光衣される。 (音成レッパレン)	≪気象庁ホームページ≫
高潮警報	気象庁	■ 高潮により重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
同物言和	X(3K)]	ある場合に、暴風が吹き始めて屋外への立	≪北海道防災ポータル≫
		退き避難が困難となるタイミングも考慮	≪気象庁ホームページ≫
		して発表される。	
高潮特別	気象庁	高潮により重大な災害が起こるおそれが	≪北海道防災情報システム≫
警報	>10×3×14	著しく大きい場合に、暴風が吹き始めて屋	≪北海道防災ポータル≫
<i>→</i> 1 <i>r</i> -		外への立退き避難が困難となるタイミン	≪気象庁ホームページ≫
		グも考慮して発表される。	7.11.2
潮位観測	気象庁	3日間(昨日・今日・明日)又は1日毎の	≪気象庁ホームページ≫
情報		潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位	≪防災情報提供センター(国土交通
		偏差)を速報的に表示したものが5分又は	省)≫
		10分毎に更新される。	https://www.mlit.go.jp/saigai/
			bosaijoho/

4 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に 求める行動	
	災害対策基本法第56条第2項	危険な場所から高齢者等は避難	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	
【 警戒レベル 5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに 発生しようとしている場合において、避難 のための立退きを行うことによりかえっ て人の生命又は身体に危険が及ぶおそれ があり、かつ、事態に照らし緊急を要する と認めるときは、必要と認める地域の必要 と認める居住者等に対し、高所への移動、 近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に 面する開口部から離れた場所での待避そ の他の緊急に安全を確保するための措置 (以下「緊急安全確保措置」という。)を指 示することができる。	 命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	

5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (高潮・高波による被害 発生予想区域)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い 旨に言及された場合(数時間先に高潮警報が発表される状況 の時に発表) 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台 風の暴風域が登別市にかかると予想されている、又は台風が 登別市に接近することが見込まれる場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い 降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが 予想される場合(夕刻時点で発令) 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別 警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会 見等により周知された場合	登別港町1・2丁目 富浦町1~3丁目 幸町2・4・6丁目 幌別町2・4・6・8 丁目 大和町1・2丁目 栄町2・4丁目 鷲別町1・6丁目
【警戒レベル4】 避難指示	1 高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])あるいは高潮特別 警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合 2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨 を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想 される場合(高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜 間〜翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及 される場合など)(夕刻時点で発令)	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 3 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位: その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 (災害発生を確認) 4 海岸堤防等が倒壊した場合 5 異常な越波・越流が発生した場合 6 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る 行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき 行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、当該地域の高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が解除された段階を基本として解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名(連絡先)		助言を求めることができる事項	
室蘭地方気象台	[0143-22-4249]	・気象、地象、水象に関すること。	
	[0143-22-0002]		
室蘭開発建設部		・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。	
・防災課	[0143-25-7052]	・直轄施設の被害情報に関すること。	
• 道路整備保全課	[0143-25-7047]		
•築港課	[0143-25-7048]		
胆振総合振興局室蘭建設管理部		・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。	
• 治水課	[0143-24-9544]	・直轄施設の被害情報に関すること。	
•維持管理課	[0143-24-9542]		
•登別出張所	[0143-85-2311]		
胆振総合振興局地域創生部		・災害情報及び被害情報に関すること。	
• 危機対策室	[0143-24-9570]	・避難対策に関すること。	

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報シス テムへの入力	TV放送	視聴者
774473	(災害情報共有シス	ラジオ放送	聴取者
	テム (Lアラート) 経 由でマスメディアへ 情報提供)	エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
	FMびゅー(割り込み)		聴取者
	防災行政無線(同報系)		住民等
	ツイッター		PCユーザー等
	登録制メール(登別市	防災メール)	事前登録者
	電話等		胆振総合振興局 室蘭開発建設部
			室蘭地方気象台
			室蘭警察署
			陸上自衛隊第 71 戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令
総務部	ホームページ、Facebook、LINE		PCユーザー等
秘書広報グループ			
市民生活部	電話等		連合町内会
市民協働グループ			
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設(※)
観光経済部 農林水産グループ	電話等		いぶり中央漁業協同組合
消防本部	消防本部 消防車		住民等(巡回ルート)
	電話等		消防団
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

[※] 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者 等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

- (1)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(防災行政無線・広報車など)
 - · 緊急放送!緊急放送!
 - こちらは登別市です。
 - ・ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、高潮・高波による被害発生予想区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 - ・ 被害発生予想区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
 - ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主 的に避難してください。
 - ・ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。(※1)
 - なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2)【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、高潮・高波による被害発生予想区域である●●町●
 - ●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 被害発生予想区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。(※2)
- ・ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。(※1)
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(防災行政無線・広報車など)

(高潮氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、高潮・高波による被害発生予 想区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」 を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(高潮氾濫発生を確認した状況)

- 緊急放送!緊急放送!
- こちらは登別市です。
- ●●町●●丁目で高潮氾濫が発生したため、高潮・高波による被害発生予想区域である●●町●
 - ●丁目、●●町●●丁目、・・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(※3)

・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

- なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。
- ※1 今後、暴風が予想される場合に伝達する。
- ※2 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、 急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。
- ※3 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えらえる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4)【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル3「高齢者等避難」

●●/●● ●●:●● 高齢者等避難発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:高潮(越波)のおそれ

備考:上記対象地域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方とその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5)【警戒レベル4】避難指示の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル4「避難指示」

●●/●● ●●:●● 避難指示発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:高潮(越波)のおそれ

備考:上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い

場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ _______線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に 応じて伝達する。

(6)【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例(緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど)

登別市:警戒レベル5「緊急安全確保」

●●/●● ●●:●● 緊急安全確保発令

対象地域:●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所:●●小学校、●●会館

理由:高潮(越波)のおそれ(又は発生)

備考:上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場 所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認くだ さい。